

## 東京工芸大学研究活動等における利益相反に関する規程

### (目的)

第1条 「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第7条第2号の規定に基づき、東京工芸大学（以下「本学」という。）における研究活動及び制作活動（以下「研究活動等」という。）及び産学官連携活動における利益相反の管理、運用を適切に行うために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 広義の利益相反：狭義の利益相反と責務相反とを含む。
- (2) 狭義の利益相反：本学役員及び専任教職員（以下「職員」という。）の産学官連携活動に伴って生じる利益と大学における教育及び研究上の責任とが相反する状態をいう。
- (3) 責務相反：職員が産学官連携活動をする中で、大学における職務遂行の責任と産学官連携での業務の責任が両立しえない状態をいう。

### (対象者)

第3条 この規程の対象者は、本学の職員とする。ただし、当該職員以外であっても必要に応じて本規程の適用を求めることができる。

### (対象事象)

第4条 この規程で対象となる事象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 就業規則等の規程により許可を得て法人の職以外の職を兼ねる場合
- (2) 共同研究及び受託研究を行う場合
- (3) 大学の職務で行った研究成果に関して譲渡又は使用許諾する場合
- (4) 寄付金、設備又は物品の供与を受ける場合
- (5) 相手方から物品を購入する場合
- (6) 外部から研究を受け入れる場合
- (7) 相手方から研究者等の人材を受け入れる場合
- (8) 産学官連携活動に学生が参加する場合
- (9) 株式、知的財産に関して相手方から利益供与を受けている場合
- (10) その他、職員の学外の機関又は私的な活動であって大学の教育又は研究活動の使命との利益相反状態になる場合

### (職員の責務)

第5条 職員は、産学官連携活動を行うのにあたり、利益相反行為を行わず、また利益相反の疑義を持たれないように努めなければならない。

2 職員は、利益相反のおそれがある場合には、利益相反の回避に努めなければならない。

3 職員が利益相反について申立てた事象については、調査会の判定を求めるものとする。

4 職員は、利益相反に関する調査に協力するものとする。

(利益相反に関する指針)

第6条 産学官連携活動を進めるのに際しては、教育・研究活動を産学官連携活動に優先させることを前提とし、産学官連携活動が教育・研究活動との間で背反的な状態が深刻とならないよう、以下の点を重視する。

(1) 「学生の学ぶ権利に基づく利益」と「本学の産学官連携に基づく経済的利益」や「私的利益」が相反する場合には、「学生の学ぶ権利に基づく利益」を優先する。

(2) 「他の組織における職務で生じる私的利益」を追求するあまり、「本学における職務で期待される利益」を損ねることが無いよう努める。

(3) 「他の組織における職務」の遂行にあたって、その結果得られる「私的利益」が、「本学における職務」の信頼性に疑惑を抱かれないように、透明性を確保する。

(利益相反の調査に関する体制)

第7条 この規程において取扱う利益相反の調査に関する責任者として、「東京工芸大学における公正な研究活動に関する規程」第4条第2号に定める統括管理責任者（以下「責任者」という。）のうち1名を充てる。

2 「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第7条第2号に基づき設置される、利益相反に関する調査会（以下「調査会」という。）は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 責任者

(2) 本学の職員のうち、責任者が指名する者

(3) 学外有識者

3 構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(調査会の運営)

第8条 責任者は、調査会を招集し、その議長となる。

2 調査会は、構成員の過半数の出席が無ければ、議事を開き、議決することができない。

3 調査対象となる研究活動等に関わる構成員は出席できないものとし、その数は構成員から除く。

4 責任者は、審議に必要があると認める場合には、構成員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

5 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、責任者が決定する。

(自己申告書の提出)

第9条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、利益相反に関する自己申告書を調査会に提出しなければならない。

(1) 研究活動等又は産学官連携活動において利益相反状態が懸念されるとき

(2) 厚生労働科学研究補助事業へ応募するとき

(調査の実施)

第10条 責任者は、職員から自己申告書が提出されたときのほか、職員が利益相反状態にある又はその可能性があると判断した場合には、調査会での調査を実施する。

2 前項により責任者が判断した場合は、責任者は当該職員に対して自己申告書の提出を求めることができる。

3 調査会は、提出された自己申告書による調査のほか、必要に応じて自己申告書を提出した職員又はその関係者に対して意見を聴取することができる。

(利益相反に対する措置)

第11条 調査会は、調査した案件について、利益相反状態であるかどうかを審議する。

2 調査会での審議の結果、利益相反状態であると認められた場合には、責任者は審議結果を学長に報告する。

3 学長は、当該職員に審議結果を通知し、あわせて改善に向けた助言又は当該活動の修正若しくは中止を求めるものとする。

(異議申立て及び再審議)

第12条 職員は、前条第3号の通知に対して異議がある場合は、通知を受けた日から起算して

14日以内に、調査会に対して書面にて異議申立てをすることができる。

2 調査会は、前項の異議申立てを受けた場合は、速やかに審議を行い、その結果を学長及び申立者に通知する。

3 申立者は、前項の審議結果に対して、異議申立てをすることはできない。

(守秘義務)

第13条 この規程に係る全ての関係者は、個人情報保護のために職務上知り得た情報を他に漏えい又は私事に利用してはならない。

(関連書類の保存)

第14条 第10条で実施した調査に関する書類について、調査会及び当該職員は5年間保存しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に係る事務は、教育研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、全学研究支援委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。